

NAO Letter

NAO 税理士法人

編集発行人 代表社員 **髙井直樹**

〒500-8335 岐阜市三歳町 4 - 2 - 10 TEL 058 (253) 5411代 FAX 058 (253) 6957

ひまわり

7月 (文月) JULY 18日・海の日

	一月一	一火一	一水一	一十一	金	-
٠	٠	۰	٠	٠	1	2
3	4	5	6	7	8	9
<i>10</i>	11	12	13	14	15	16
<i>17</i>	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	<i>30</i>
31			0			

ワンポイント 同意雇用開発促進地域

雇用者の数が増加した場合に税額控除が受けられる雇用促進税制(地方拠点強化税制によらないもの)の適用対象となる地域。厚生労働省のホームページで地域一覧が公表されています。以前は地域の限定はありませんでしたが、平成28年度税制改正で地域が限定されました。

● 7月の税務と労務

国 税/6月分源泉所得税の納付 7月11日

 国 税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付
 7月11日

国 税/所得税予定納税額の減額承認申請7月15日

国 税/所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日

X 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合)8月1日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

労 務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日

労務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全 期・1期分)の納付 7月11日

務/障害者·高齢者雇用状況報告 7月15日

劳務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

自転車事故に対する使用者責任

車に関しどのと が増えていまれていないないない。自れていないよう 1といったリスケ 1をいったリスケ ていない企業は、 策をとる必要が あ 中 る 分付けて ・ます。 0) ような経 転 転 車車車 解を 営リ

いでしょうか。しかし、用されている方も多いの 1 でしょうか 近自 で便 転 |転車 利 な乗 しかし、 ŋ 0) が で、 状

毎日

使も

最

どに す。 償請 死亡させてしまうこともあ このような場 明求をされるII 刑事的に重盟 れる可能性がありま、民事的にも損害賠に重過失致死傷罪なな場合、自動車と同 突すれば 相手を 自転車 s h É

運転者は、 運転者は、 自動車のよ ことになり、 賠償責任を問わ 執行中」に事故 民法七一五条)に基づく損害は、会社側も『使用者責任』 」に事故を起こした場合なり、従業員が「事業の額の支払を自己負担するは、損害賠償請求をされ 損害賠償 な損 明求をされ 自転車の

2 平成26年 事故 0) 発生 汖

警察庁によると、 自 転 車 が 当

> います。 交通事故の二割程度で推発 減少傾向にあるものの、1 9 転事 ています。 数に占める割合は一九%とな 万九、二六九件 なっ 用 平成二十二年以降 割程度で推移 事 で交通事 故 未だに 件年 ĺ 数の Ē 故は自

水準で推移しています。

水準で推移していますが、死亡事故
少していますが、死亡事故
が、死亡事故 故自 転車 が当 事 者となっ %

ている人や歩いている人 音楽を聴きながら自転車 がの増加だけでなく、 たことなど、交通マナー 原因と でメール (電話) 等をしたり よる影響が考えられ 因としては、 の増加だけでなく、 自転車 、ナーの悪化る人が増え ます。 携 0 普 帯 電及

転車に 対する罰

3

車 ように行政 符が交付されます。 発を受けると刑事罰 両に分類 路 切符) はありませ 交通 **舞されます。** 選法では、自 処分となる 反の見 対 自転 動車 で金車は 0) 制の軽

の受講がに安全運転 せる違 転者には、それぞれ (子どもでも十四歳以 のような交通 平成二十七年 **連転を行わせるため講習は、それぞれの罰則の他及を繰り返す自転車の運** (を繰 義 務 付 けられました を 日 対 生 ょ じ ŋ

- (2)円五 手放し走行やスピード 西年以下の罰金 円以下の罰金 安全運転義務違反 安全運転義務違反 0 同) () 様に
- 三ヶ月以下の懲役又は五万円しすぎは安全運転義務違反で手放し走行やスピードの出 以下の罰 金
- (3) 夜間ライト点灯義務・ブレーキ不良自転車の運転禁止五万円以下の罰金 たときは重過失傷害罪や重過失致死罪が適用 (4)(3)
- 6 信号無視 ○○万円2 化・交差点での以下の罰金 0) 時
- 三ケ 下 の月 月 の懲 役又は Ŧi. 万

以上検挙された場合ま

には罰金刑が済日の受講を義立した点 適務自 用付転 され、東利 ま未用

ト」などブレーまた最近でい とす自転 ダル のられ摘発されてとす自転車)ので を逆 返回転さい レーキの は、 1 取り て の競 せ無輪 W ・ます。 で速 締 い用 速転転 まり もを車ス

転 車

てき 古事事 、ます。 例故 など が多く発生 生 が し高

一日から 条例を県 年三月、 とし した事 県故 ... では平成二十七 日治体で初めて 八を義務付ける 「決。同年十月」 行され、大き」

加入義務化が施行される予定で 神三月、全国の自治体で初めて 自転車保険の加入を義務付ける 条例を県議会で可決。同年十月 一日から条例が施行され、大き な話題になりました。 今年二月には滋賀県議会が、 一方の促進に関する条例 を可 が、一方のに進い関する条例がある。 一日から自転車保険の加入を義務付ける を話題になりました。

重 加が、 大阪 を 我務付ける条例 阪府議会でも自

マ

1 クに

は、

Т

S

マ

は今後、c は今後、c が予想され、本年し、本年 れ的入七 おに抜きての義立 大務ら んしての施行 い動さ

5 自 T 転 車 S マー 保険に代 わ る も 0)

る険 で ような補 と自 しょう 同 等 車 か保 **畑償を得る方法はないかまたはそれに相当な保険以外の方法で、保** か 保 いす

ものに貼ってある・・・ あくまで基準をクリアしている ての自転車と言うことではなく というものが貼られています(全実は、自転車にはTSマーク 通 矣は、 転車と言うことではなく、 る

ものに貼ってあるものです)。 TSとは、Traffic Safety = 交 TSとは、Traffic Safety = 交 正れは、その名のとおり自転 車を安全に利用してもらうため 車を安全に利用してもらうため 車の確認をしたときにTSマー 全の確認をしたときにTSマー クが貼られます。 全普の車

ち なみに、 全国 転車安全整備士だい、 平成二十三年 に約一万 Ŧ, ☆☆☆三 1 ○る月

オークになけれてい

円害ま色、のすに ず。 、 。 赤 場 によって補 色 = 死亡もしくは 五、〇二 領額が二 \parallel Ō が 0 重 変 種 方〇 度 わ類 後遺 であり、 \bigcirc 円

効期限が整備(点検) 象になっています。. 怪我の入院は一五! 一年間です。 検) Ŧī. し日 L か以 んし、が た日 が か有対

用 者責 任

6

損、いずれの事故にも適用さ、となります。そして、人身、;中に事故を起こした場合に問 中に事故を起こした場合に問題とありますので、「事業の執行」 た事人責損業を任 損害を賠償する責任を負う」業の執行につき第三者に加えを使用する者は被用者がその 法七 Ŧi. ぁ める事業工条によっ ある 者た『 その他者 れ物題

のわ酬用 0) 者」とは、 なお、民 有 使用 • 以 法 七 一 0 雇 用判 0) とで 選任 期間に Ŧī. 条に 使用者の経近によってそ ょ 0) 長 n W 短をがば、 <u>ئ</u> を 問報被

営する ・ます。 L 7 いる者と

が

あ

ŋ

て 約構用同 います。 /者との であることを要しないとされいません。必ずしも有効な契 じと考えてよく、 ま はどん たな契約でも 使用者と被

従って、口約束であっても、実態: の事故に対して、は 発生する可能性が, 発生する可能性が, を 裁で自て 代者責任があ もとで働 ^用されませんが、 頁任は原則とし か使その を で 見 0) ź 者 請 7 請 す。 て 使用 責 負 負 任業者という

判例 判例もあります。あっても使用者責任動車の場合に、通動連動時には適用され 事はも、会社

通勤

時

認めた

任を認

転とで、問力に でかクの転とで、は確の加車、、 の加 する、 を険転用る 5 などのはなか。 人動車は性 付け 償従 る 車 が か どう

~ガラケー~

ガラケーとは、いわゆる 「ガラパゴス化 | した日本の携帯電話端末の通称です。ガラ パゴス化とは、南米エクアドルのガラパゴ ス諸島で生物が特殊な進化をしたことか ら、孤立した環境で独自の進化をとげるこ とを指します。

ガラケーはもっぱら日本国内のメーカー によって現在も製造され、日本国内の携帯 電話市場で販売されています。総じて傑出 した機能や性能を持っていますが、あまり に独特で世界標準からはずれているため、 海外市場に進出できません。こうした状況 を背景に、半ば揶揄を込めて「ガラケー」 の呼び名が用いられています。

ガラケーの語は、スマートフォンとの対 比において「旧来の携帯電話の端末」とい った意味で用いられることも多いようで す。ここでガラケーと呼ばれているものは、 フィーチャーフォンの概念とほぼ一致しま

す。フィーチャーフォンとは、通話機能の 他に何らかの高度な付加機能を搭載してい る携帯電話端末の一般的な呼び名です。

各メーカーがガラケーの製造を将来中止 することを発表していますが、ガラケーの 出荷台数は、これに反して2014年には増 加に転じています。2014年(1~12月) の国内の携帯電話全体の出荷台数が減るな か、ガラケーは前年比5.7%増と2007年 以来7年ぶりに増加に転じています。

こうしたガラケー人気の根底には「スマ ートフォンは使い勝手が悪く、料金も高い しバッテリーの持ちが悪い」という意識が 利用者に根強くあるからのようです。

「スマートフォンは使い勝手が悪い」と いう印象の背景には、高機能過ぎるがゆえ 手に余りがちであることのほか、タッチパ ネルを採用していることでの誤操作などが 挙げられます。ガラケーの人気が根強いた め、携帯電話各社では、スマートフォン用 のOSや半導体部品を転用して開発された ガラケーの機種の販売を開始しています。

・いた ・ 月一日出荷分か ・ 有品を一〇円か 上げして ガ た君ん注 $\sigma \sigma -$ 目を で、 価九 九格八 集めたの は一 いを 五年 本七〇 ま 君値 す。 ()か 円分 か 赤 切 の がその ゕ 5 そのさ 「ガリ 36||0 上 乳い にな

同

の

ぜ値ア年

Ĕ

が

社はべ

食

年に六〇円に

な 0 ħ

年 当

1)

ま

ť

IJ

格 ィた はが クレ ま四 〇 0 ました。 五 きで 年 はがの ○%高くなったほは三年前と比べ仕が表示される木製 コスト ま しての す。 ったほか、艮が主な理由でが主な理由でが上な理由でが上で仕入れの スト削¹ っ騰もよ また、 だと言 げ ſ١ 大きく、 は 人手不足に のい が 対する。 _ ほ ○ か、) % 上 果 価 テ

~トクホとは?~

最近よく目にする「トクホ」とは、特定 保健用食品の通称です。

からだの生理学的機能などに影響を与え る保健機能成分を含む食品で、血圧、血中 のコレステロールなどを正常に保つことを 助けたり、おなかの調子を整えたりするの に役立つ、などの特定の保健の用途に資す る旨を国に科学的根拠を示し、有効性や安 全性の審査を受け許可を得て表示するもの を言います。

トクホの食品を選ぶ時には、自分の食生 活等をよく考えてから選ぶようにしましょ う。また、使用する際には、1日の目安量 や摂取の方法などを必ず確認し、守るよう にしないといけません。多量に摂取するこ とによって予防の効果が高くなったり、疾 病が治るわけではありません。

一方で過剰摂取による害があることもあ ります。また、トクホだからといって、何 にでも効果があるというわけではありませ h_{\circ}